

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(令和6年10月1日施行)

社会福祉法人仁愛会

社会福祉法人仁愛会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁愛会（以下「法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）並びに理事長が認めた者の報酬等並びに費用弁償について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等及び理事長が認めた者には、業務に応じた報酬を支給することとする。

(費用弁償)

第3条 役員等及び理事長が認めた者には、業務に応じた費用弁償をすることとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等及び理事長が認めた者に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 評議員会又は理事会が、テレビ会議等出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分に議論行うことができる方法によって開催された場合は、前号に準じて支払うことができる。
- (3) 評議員会又は理事会が、法人定款又は定款細則に定める決議の省略による方法によって開催された場合の報酬は第1号に定める報酬の半額を支払うことができる。
- (4) 費用弁償については、別表第2に定める額
- (5) 役員等が職務のため出張したときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員については、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役職員及び理事長が認めた者に対する報酬等の支給時期は、当該会議に出席した都度支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

1. この規程は、平成29年6月15日より制定する。
2. この規程の施行により、平成13年10月9日に制定した役員の報酬及び費用弁償に関する規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和3年 4月1日より施行する。
この規程は、令和5年 7月1日より施行する。
この規程は、令和6年10月1日より施行する。

別表１ 役員等の報酬

(１) 評議員

	日額
評議員会への出席	5, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円

(２) 理事

	日額
理事会等会議への出席	6, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6, 0 0 0 円

(３) 業務執行理事

	日額
理事会等会議への出席	6, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6, 0 0 0 円

(４) 理事長

	日額
理事会等会議への出席	1 0, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1 0, 0 0 0 円

(５) 監事

	日額
監事監査への出席	8, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8, 0 0 0 円

(６) 理事長が認めた者

	日額
法人及び施設業務のための出勤	4, 0 0 0 円

別表２ 役員等の費用弁償

(１) 評議員、理事、業務執行理事、監事、理事長が認めた者

当該会議、監事監査への出席及び法人・施設業務のための出勤	社会福祉法人仁愛会旅費 規程により個別に算出